

第2編 予審手続き

第1章 告発

第259条 なんらかの公犯罪(*delito público)の実行を目撃した者は、目撃した場所から最も近い予審裁判官、地域または市の治安裁判官あるいは検察官に直ちに通報する義務がある、そうしないと25ペセタから250ペセタの罰金が科せられる。

(訳者注: delito público (公犯罪) とは、(検察官が) 職権で訴追できる犯罪である。)

第260条 前条に規定される義務は、思春期前の者やその理性の完全な使用を享受しない者には該当しない。

第261条 以下の者も (公) 犯罪を通報する義務はない:

1. 法的または事実上別居していない犯罪者の配偶者、犯罪者と愛情類似の関係で同居している者。
2. 犯罪者の尊属および卑属ならびにその二親等までの傍系血族。

この規定は次の犯罪には適用されない。生命に対する犯罪、殺人罪、刑法第149条および第150条の傷害罪、刑法第173条第2項に規定される常態的虐待罪、自由に反する犯罪、性的自由および安全に反する犯罪、被害者が未成年者または特別な保護が必要な障害者である犯罪。

(本条の最終改訂。2021年)

第262条 その役職、職業または公職に基づいて、何らかの公犯罪を知った者は、直ちにそれを検察庁、管轄裁判所、予審裁判官、それがない場合は、治安裁判官、または、現行犯の場合はその場所に最も近い警察の職員に通報する義務を負う。

この義務を履行しない者には、懲戒処分として第259条規定の罰金が科せられる。

通報の不作为が医学、外科または薬学の教授(Profesor)によるもので、その専門的活動の実践に関連していた場合、罰金は125ペセタから250ペセタとなる得る。

(通報の) 不作为に陥った者が公務員である場合、行政秩序の目的実現のために、そのことは直属の上司にも通知される。

本条の規定は、不作为が(各種)法律に従って責任を発生させない場合に適用される。

第263条 前条第1段で課せられる義務は、依頼者から受けた指示や説明に関して、弁護士や訴訟代理士を含まない。また、対立信仰(cultos disidentes)の聖職者また

は牧師を、その職務を遂行する際に明らかにされた情報に関して、含まない。

(本条の最終改訂。2010年)

第263条の2 ① 管轄の予審裁判官および検察官、同じく、中央または地方を問わず、司法警察の組織単位の長およびその上級指揮官は、有毒薬物、麻薬または向精神薬、同様に、他の禁止物質のコントロールド・デリバリーを認めることができる。この措置は、コントロールド・デリバリーの目的が、同じく、問題の物質の種類および量が可能な限り明確にされる理由付きの(裁判官)裁定によって取決められなければならない。これらの措置を採用するには、犯罪の重大さと監視の可能性に関連して、捜査目的での必要性が考慮される。裁定を下す(予審)裁判官は、その(裁定の)コピーを管轄区域の会頭裁判所(*Juzgado Decano)に送り、その裁判所がそのような裁定の記録を保管する。

また、次のもののコントロールド・デリバリーを認めることができる：刑法第371条に規定される機器、材料および物質、同法第301条に規定されるすべての場合における財物および利益、および、刑法の第332条、第334条、第386条、第399条の2、第566条、第568条および第569条で言及される財物、材料、物体および動植物。

(訳者注：Juez Decano (会頭裁判官)とは、その裁判区の全(一人制裁判所)裁判官の代表権を有し、それらの者の会を主催し、行政的権限を有する。10未満の(一人制)裁判所がある裁判区では、その業務は序列表で最上位の者が保持し、10以上の裁判所があるところでは、裁判官によりその間で選出される。Juzgado Decano (会頭裁判所)は、主に、民事訴訟や労働社会訴訟の訴状を受けて、傘下の裁判所に分配する役割を果たす。)

② コントロールド・デリバリーとは、有毒薬物、向精神薬、その他の禁止物質および前項で言及される機器、材料、物質、前述の物質を代替する物質、同じく、刑法第301条から第304条および第368条から第373条に類型化される犯罪行為から生じる財物および利益の違法または疑わしい発送品が、当局またはその職員の妨害を受けることなく、また、その監視下で、そのような薬物、物質、機器、材料、財物および利益に関連する犯罪に関与した者を発見または特定することを目的として、また、外国当局に援助を提供することを目的として、スペイン領土内を流通したり、スペイン領土を出入りすることを許すことからなる技術であると解される。

③ コントロールド・デリバリーへ訴えることはケースバイケースで模索され、国際的には国際条約の規定に合わせられる。

司法警察の中央または地方の組織単位の長あるいはその上級指揮官は、本条第1項に従って付与した承認について、直ちに検察庁に報告し、公開の司法手続きが存在する場合には、管轄予審裁判官に報告する。

④ 麻薬が含まれている疑いのある郵便貨物の押収と開封、および、必要に応じて、その後の麻薬の取替えは、常に法制度に規定される法的保護を尊重して行われる。ただし、本法第584条の規定を除く。

第 264 条 上記以外のなんらかの手段により、職権により追及されなければならない犯罪のなんらかの実行を知った者は、それを検察庁、管轄裁判所、予審裁判官または治安裁判官あるいは警察官に告発しなければならない。(しかし)これにより、告発した事実を証明する、また、告訴を提起する義務があるとは解されない。

告発者は、告発を通して、または、その機会に犯した(可能性がある)犯罪に対応する責任以外の責任を負わない。

第 265 条 告発は、書面または口頭で、個人的に、または、特別な委任状を持った代理人によって行うことができる。

第 266 条 書面による告発には、告発者が署名する必要がある、また、署名できない場合は、その者の要請により別の者が署名する。書類を受け取る当局または公務員は、提出者の立会いの下で全てのページにイニシャルを記して押印する。また、提出者は自身でイニシャルを記することも、その者の要請で他の者を介してイニシャルを記することもできる。

第 267 条 告発が口頭で行われる場合、告発された事実とその状況に関して告発者が知っている限りの情報が陳述の形式で表示される調書が、告発を受け取った当局または公務員により作成される。続いて両者はそれに署名する。告発者が署名できない場合は、その者の請求により別の者が署名する。

第 268 条 口頭または書面による告発を受けた裁判官、裁判所、当局または公務員は、人的身分証明書(cédula personal)またはその他の十分に信頼できる手段によって、告発者の身元を記録する。

告発者が要求した場合には、告発を行ったことを示す受領書が与えられる。

第 269 条 告発が行われると、告発を受けた裁判官または公務員は、告発された事実の確認を直ちに開始するか、開始するよう命じる。ただし、告発された事実が犯罪として分類されない場合、または、告発が明らかに虚偽である場合を除く。これら 2 つの場合のいずれの場合でも、裁判所または公務員はすべての訴訟手続きを回避する。ただし、不適切に告発を却下した場合に被る責任を害しない。